

非道家主の影射者を受けて居られた由が貴方から見た状態も種々の異に於て此  
 櫻叔と一々等々悲痛なる等と支極し悪家主退治に賛同せられん事と  
 冀ふもつてありませう 同封葉書に御意見賛否と書いて返送願ひます  
 五月二十日  
 神楽坂アバウト分館居住者代理人  
 藤井巳有常所一六六正七  
 後園芳助殿 倉岡利夫 謹白

別記(三)

要約書(前送葉)

一 五月四日附内容証明ニテ通告サレタル一切ノ件取消ス事  
 二 燈灯水道瓦斯ヲ即時復旧スル事  
 三 現在ノ家賃ヲ立割引キニスルコト  
 四 従来ノ雜費一人ニ付金老同五十銭ヲ老世帯金五十銭未満ニ値下スル事  
 五 衛生設備及物干台ヲ完備スル事  
 六 五箇條要本條也  
 五月二十日午後四時迄ニ回答ナキ場合ハ全部承認サレタルモノト見  
 ナストノ事書流エマリ

別記(三)

